

保護者 様

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。出席停止期間は下記の通りです。(平成24年4月改定)

出席停止期間：「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過まで」

なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要はありません。インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、**医療機関に記入してもらったものではありません。**

治 癒 報 告 書

長野県大町岳陽高等学校長 様

_____年 _____組 _____番

生徒氏名 _____

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

わかればどちらかに○をつける

疾患名	インフルエンザ (A・B)
発症日 (咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	令和 年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	令和 年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

保護者氏名 _____